

苫小牧市子育てサークル登録基準表

次の認定基準をいずれも満たし、適切な活動であると認められる団体を「子育てサークル」として認定し、活動費の一部について予算の範囲内において助成する。	
1	会員が自主的かつ主体的に運営しており、原則として会員の入退会を妨げられないものであること。
2	会員は、就学前児童の保護者又は地域での子育て支援活動を行っている者で、市内在住・在勤・在学者であることとし、活動場所は主として市内であること。
3	就学前児童の保護者が、5組（家族）以上在籍していること。ただし、養育者で構成される団体等についてはこの限りではない。
4	同じ人が複数の団体に登録をしていないこと。
5	子育て中の親子の交流、子育てに関する学習、情報交換、子育て支援に関連する活動であること。
6	市又は関係機関等が主催する、子育て支援に関連する事業に積極的に参加すること。
7	次に掲げる事項に該当しない団体であること。 (1) 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行う団体 (2) NPO法人、社会福祉法人等の法人団体 (3) 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体 (4) 特定の宗教を支持し、又は教派もしくは教団を支援する宗教活動を行う団体
8	そのほか活動内容が、公序良俗に反しないこと。
9	市から、その他の補助金を受けていないこと。
10	代表者が変わる時、又はサークルを解散する時は必ず届け出ること。